

資料2. 履修免除が認められる資格一覧

		これらの資格を目指すときに履修を免除できるか															
		看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	臨床工学技士	義肢装具士	言語聴覚士	救急救命士	歯科衛生士	歯科技工士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	保育士
これらの資格を持つ者	看護師		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	診療放射線技師	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	臨床検査技師	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					
	理学療法士	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					
	作業療法士	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					
	視能訓練士	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					
	臨床工学技士	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					
	義肢装具士	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					
	言語聴覚士	○	○	○	○	○	○			○	○	○					
	救急救命士	○	○	○	○	○	○			○		○					
	歯科衛生士	○	○	○			○			○	○						
	歯科技工士																
	社会福祉士																
	介護福祉士																
	精神保健福祉士																
	保育士								○								
		「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」別表3 備考2	「診療放射線技師学校養成所指定規則」別表第1 備考2	「臨床検査技師学校養成所指定規則」別表1 備考2	「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」別表第1 備考2 別表第2 備考2		「視能訓練士学校養成所指定規則」別表1 備考2	「臨床工学技士学校養成所指定規則」別表第1 備考2と臨床工学技士法施行規則第13条、14条	「義肢装具士学校養成所指定規則」別表1と別表2 備考2、別表3 備考	「言語聴覚士学校養成所指定規則」別表1と別表2 備考2	「救急救命士学校養成所指定規則」別表1 備考2	「歯科衛生士学校養成所指定規則」別表 備考2		「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」別表1と別表3 備考	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」別表5 備考4	「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則」別表第1 備考1、2と別表第3 備考1、2	「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」5教育課程(1)⑧

※歯科技工士については、履修免除規定がないため、対応は困難であると思われる。一方で、○が付いていない箇所についても、大学や高等専門学校などで履修した内容については履修免除の対象になる可能性がある。福祉系職種は資格を持っている場合、資格を目指す場合のいずれの履修免除も明確には謳われていない。